

議案第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年 1 月22日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

市の厳しい財政状況に鑑み、財政対策の取組として、市長等の給料月額について減額措置を講じてきたが、前市長の任期満了に伴い、条例附則第5項の効力が失われたことにより、市長、副市長及び教育長の給料月額の減額措置を改めて規定するため、改正する必要があることから、逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月25日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第33号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給与の特例）

7 平成30年12月25日に市長であった者の在職期間のうち、平成31年3月31日までの間における市長等の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、市長にあつては同条に規定する額からその100分の50（副市長にあつては100分の15、教育長にあつては100分の10）に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当（同条第4項に規定する期末手当（以下同じ。）の算出根拠となるものに限る。）、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。